

## 外国の高齢者に対する運転免許制度の概要

国名等	有効期間	定年制	医師の診断を受ける義務	実車による再試験制度	限定免許制度	認知症の扱い	その他
アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則10年</li> <li>○ 60歳～66歳は70歳まで</li> <li>○ 67歳～69歳は3年</li> <li>○ 70歳以上は3年又は1年</li> </ul>	無	<p>有</p> <p>70歳以上の者(更新時、全員)</p>	<p>有</p> <p>年齢にかかわらず、認知症を含む医学的状態から課される場合あり</p>	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間・場所・速度の限定</li> <li>○ 医師は、診断の内容により当局に対し発行要請が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期認知症等の者は、免許証の有効期間が1年に短縮される</li> <li>○ 実車試験を課す理由の一つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師の診断の内容により、当局は運転者に対し、免許証の返納勧告を実施(運転者には、返納義務が発生)</li> <li>○ 医師は当局に対し、実車試験を目的とした短期間免許の発行要請が可能</li> <li>○ 実車試験で医師から運転適格が認められた場合、免許更新可能</li> </ul>
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 70歳まで有効(原則更新なし)</li> <li>○ 70歳以上は3年</li> <li>○ 5年を上限とする短期間免許あり</li> </ul>	無	<p>一部有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 70歳以上で、自己の健康状態に関する申告により、運転に影響を及ぼす病気等があることが判明した者に、当局が求めた場合(個々の状態に応じて)</li> <li>○ かかりつけ医による診断</li> </ul>	<p>有</p> <p>70歳以上で、自己の健康状態に関する申告により、運転に影響を及ぼす病気等があることが判明した者に、当局が求めた場合(個々の状態に応じて)</p>	<p>無</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症を含む運転に影響を及ぼす病気等がある者に対して、免許取消し又は5年を上限とする短期間免許を発行する場合あり</li> <li>○ 認知症の者に対して、医師が個別に診断し、その個々の結果に基づき当局が免許の取消し等を判断</li> <li>○ 当局に必ず申告しなければならない病気の一つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 70歳以上の者は更新に際し、自己の健康状態が安全運転に影響がないことを当局に申告する必要あり</li> <li>○ 運転に影響を及ぼす病気等がある場合、当局は医師に対し、診断を求め、また、自ら健康状態に関する調査を行う場合あり</li> <li>○ 医師は一定の場合に、当局に対し運転不適格者の通報義務あり</li> </ul>
スイス	無	無	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 70歳以上の者(70歳以降、2年ごとに検査)</li> <li>○ 診断内容により検査期間が短縮される場合あり</li> <li>○ 交通医療専門医による診断</li> </ul>	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年齢にかかわらず、運転能力に問題があると当局に判断された場合</li> <li>○ 交通医療専門医が他の医学的検査によっても、なお運転適格について結論が得られない場合</li> </ul>	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間・場所等の限定</li> <li>○ 返納義務の例外的措置</li> <li>○ 交通医療専門医の診断により限定を付すことが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通医療専門医による診断には、アルツハイマー等の認知症に係る項目が含まれる</li> <li>○ 交通医療専門医は当局に対し、認知症の者の免許を直ちに取消すか又は更なる検査まで運転を継続できるか等について進言する義務があり、その進言に基づいて当局は取消し等の決定を行うこととなるが、通常、認知症の者は全く運転ができないと判断される</li> <li>○ アルツハイマー等の認知症により、運転免許に限定を付す場合があり得るが、平成29年5月現在まで限定免許が発行された実績なし</li> <li>○ 初期の認知症の者については、通常より短期の交通医療専門医による診断が義務付けられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通医療専門医は当局に対し、診断結果の通報義務あり</li> <li>○ 70歳以上の者が交通医療専門医の検査で基準を満たさない場合、免許証の返納義務又は免許取消し</li> <li>○ 実車試験に不合格の場合、免許取消し</li> </ul>
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則15年</li> <li>○ 原則75歳時に更新する義務あり</li> </ul>	無	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 75歳以上の者(更新時、全員)</li> <li>○ かかりつけ医による診断</li> </ul>	<p>有</p> <p>年齢にかかわらず、交通事故を起こした者</p>	<p>無</p>	<p>免許の欠格事由の一つ</p>	<p>かかりつけ医による診断で、当局の合格基準を満たさない場合、免許取消し</p>
ドイツ	15年	無	<p>一部有</p> <p>年齢にかかわらず、交通事故等を起こした者で、警察が当該者に認知症を含む病気や身体機能に問題があると判断した場合</p>	<p>無</p>	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間・場所等の限定</li> <li>○ 医師の診断結果又は医学的心理学的検査(MPU)の結果に基づき、当局の判断により限定を付す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師の診断書の提出又は医学的心理学的検査(MPU)の受検対象となる病気の一つ</li> <li>○ 医学的心理学的検査(MPU)の結果、早期認知症の者である場合、限定免許が発行される場合あり</li> <li>○ 重度認知症の者である場合、免許取消し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更新の際の検査等はない</li> <li>○ 当局が運転者の運転能力に疑いがある場合のみ、運転リスクの検査を行う</li> <li>○ 事故が発生した場合等で、運転者が病気等を有していると警察が判断した場合、当局(免許庁)に通報し、当該者に対する医学的心理学的検査(MPU)が行われる場合あり</li> <li>○ 医師は運転者に対し、診断の内容によっては、当該者に対し運転を控えることや中止することについて勧告する</li> <li>○ 運転者は検査結果を当局に報告する義務があり、怠れば免許失効</li> <li>○ 検査結果により、免許に条件を付す又は免許取消し</li> </ul>

国名等	有効期間	定年制	医師の診断を受ける義務	実車による再試験制度	限定免許制度	認知症の扱い	その他
アメリカ合衆国 (アイオワ州)	○ 原則8年 ○ 70歳以上は2年	無	一部有	有	有	認知症の者について、当局は医師の診断結果に応じ、免許停止又は実車試験を実施	○ 再試験は、認知機能に係る検査及び学科試験を含む ○ 診断書の提出義務又は実車試験が課された者は、認知機能に係る検査の受験義務あり ○ 診断結果等が基準を満たさない場合又は安全運転ができないと医師が診断した場合、免許取消し又は停止 ○ 実車試験に不合格の場合、免許取消し又は停止
				○ 年齢にかかわらず、運転適格や運転技能に問題がある場合 ○ 認知症を含む運転に影響を及ぼす医学的状態がある場合	○ 65歳以上で、事故や違反をした者 ○ 80歳以上の者 ○ 運動機能に障害のある者 ○ 年齢にかかわらず、精神又は身体的状態に問題があると当局に認められた場合 ○ 年齢にかかわらず、医師、警察官、市民からの通報により課される場合あり		
アメリカ合衆国 (イリノイ州)	○ 原則4年 ○ 81歳以上は2年 ○ 87歳以上は1年	無	一部有	有	有	○ 認知症の者について、医師の診断の結果、安全運転ができると診断された場合、運転は継続できるが、次回更新時に医師の診断が義務付けられる ○ 医師の診断の結果、安全運転ができないと診断された場合、免許取消し	精神的・身体的障害又は病気のある者、運転適格が担保されない者等は、免許の取得又は更新が不可
				年齢にかかわらず、精神又は身体的状態に問題があると当局に認められた場合	75歳以上の者(更新時、全員)		
アメリカ合衆国 (カリフォルニア州)	5年	無	一部有	有	有	○ 認知症及びアルツハイマーを含む認知機能障害と診断され又は認知機能障害があると通報された場合、当局による再試験(実車試験は、学科試験に合格したときに課される場合あり)の受験義務あり ○ 実車試験(SDPE)に合格した場合、運転を継続できるが、半年から1年以内に再度試験の受験義務あり	○ 認知症を含む運転に影響を及ぼす医学的状態について、運転者又は医師は、それぞれ当局に申告(更新時)又は通報する義務があり、当該状態を有すると当局に認められた場合、再試験の受験義務あり ○ 再試験は、視力検査、学科試験、実車試験(SDPE又はADPE)の3項目から成る ○ 再試験の結果に応じて、限定なし免許の発行、短期間免許の発行、免許の取消し又は停止等 ○ 再試験の結果、医師の診断書を毎年提出する義務が課される場合あり
				年齢にかかわらず、運転能力に影響を与える身体的又は医学的状態に何らかの変化があると当局が認識した場合	○ 年齢にかかわらず、視力基準を満たさない者 ○ 年齢にかかわらず、精神又は身体的状態に問題があると当局に認められた場合、医師、警察官、家族等から当局に通報された場合等 ○ 実車試験(SDPE)への合格が能力的に難しい場合は、地域限定の免許を受けられる実車試験(ADPE)の受験が可能		
アメリカ合衆国 (ニューヨーク州)	初回5年、以降8年	無	一部有	有	無	○ 他の病気と同様、認知症は取消し事由ではないが、認知症が疑われる者で、80歳以上であるなどの場合、医師は運転適格に係る評価を行う又は関係者に照会 ○ 医師は認知症と診断した者に対し、運転をやめるための計画を立てること等を推奨	○ 当局との面接を拒否した場合、面接日まで免許停止 ○ 運転不適格と医師に診断された場合、免許停止 ○ 実車試験に不合格の場合、免許取消し
				○ 年齢にかかわらず、事故や病気等から、運転能力がないと当局が疑うに足る合理的な理由がある場合 ○ 診断後、当局との面接			
ニュージーランド	○ 原則10年 ○ 75歳以上は5年 ○ 80歳以上は2年	無	有	有	有	認知症を含む医学的状態により安全運転に問題があると当局が判断した場合、免許を拒否又は更新不可とすることが可能	○ 年齢にかかわらず、更新時に医師による視力検査を受ける義務があり、その結果に応じて、医師は当局に対し、視力に係る条件について勧告可能 ○ 医師は当局に対し、実車試験の受験や免許更新不可等の勧告等が可能 ○ 実車試験で試験官に危険又は違法運転と判断された場合、免許停止等
				○ 75歳以上の者(更新時、全員) ○ かかりつけ医による診断	75歳以上で、安全運転に問題があると医師に診断された場合		

※ 外国当局への調査に対する回答等を基に作成(平成29年6月23日現在)